明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三八四）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三八五）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五一五～五二一）　五
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五二一）　六

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人日本学術振興会平成二十八事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、型式適合認定、日本弁護士連合会裁決関係　四一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

告　示

○総務省告示第三百八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十九年十一月十三日

総務大臣　野田　聖子

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 北海道河西郡芽室町芽室基線40―1 (158.50)	北緯42度55分40秒東経143度00分14秒の地点と北緯42度59分16秒東経142度53分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2) 北海道上川郡清水町字清水第5線 (247.50)	
2	(1) 北海道上川郡清水町字清水第5線 (247.50)	北緯43度00分17秒東経142度52分25秒の地点と北緯43度01分50秒東経142度51分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2) 北海道上川郡新得町字新得9―3 (475.50)	
3	(1) 千葉県木更津市新田3―1―9 (56.20)	北緯35度22分43秒東経139度55分03秒の地点と北緯35度22分32秒東経139度53分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2) 千葉県君津市君津19 (38.60)	
4	(1) 埼玉県加須市南大桑字上谷那683―1 (63.50)	北緯36度06分43秒東経139度38分18秒の地点と北緯36度10分36秒東経139度35分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2) 埼玉県羽生市大字弥勒字内谷567―2 (65.30)	

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 宮城県仙台市青葉区本町2―20―1 (133.90)	北緯38度15分58秒東経140度52分27秒の地点と北緯38度16分22秒東経140度54分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2) 宮城県仙台市宮城野区東仙台3―4―1 (78.80)	
2	(1) 宮城県仙台市青葉区本町2―20―1 (139.90)	北緯38度15分58秒東経140度52分27秒の地点と北緯38度14分18秒東経140度52分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2) 宮城県仙台市太白区茂ケ崎3―11―1 (180.10)	
3	(1) 埼玉県さいたま市浦和区常盤6―36―4 (60.00)	北緯35度51分44秒東経139度38分38秒の地点と北緯35度51分10秒東経139度36分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2) 埼玉県さいたま市桜区道場5―3―15 (94.00)	